

沼 教 文 第 874 号
令和 4 年 12 月 22 日

文部科学大臣 様

沼 津 市 教 育 委 員 会
沼津市教育長 奥村 篤

史跡指定に係る意見具申書

記

種 別	史 跡
名 称	たかおさんこふん 高尾山古墳

上記のものは、文化財として価値のあるものと思われますので、文化財保護法第 189 条の規定により史跡として指定くださるよう、別紙関係書類を添えて意見具申いたします。

〒410-0106 静岡県沼津市志下 530
担 当 沼津市教育委員会事務局文化振興課
電 話 055-935-5010
F A X 055-933-1270
E-Mail cul-bunkazai@city.numazu.lg.jp

1. 指定の対象の名称 たかおさんこふん
高尾山古墳
2. 指定の対象の所在地 静岡県沼津市東熊堂 24 番の 2 外 18 筆
3. 指定の対象の面積 2318.68 m² (実測面積)
4. 所有者の概要 沼津市有地…2033.34 m²、民有地 (1 名) …285.34 m²

5. 指定の対象の現状及び現在までの調査・保存の経緯

(1) 高尾山古墳の立地と現状

高尾山古墳は、沼津市東熊堂ひがしきまんだうに所在し、都市計画道路 (以下、(都) と略す) 沼津南一色線建設に伴う発掘調査によって確認された前方後方墳である。愛鷹山あしたかやまから樹枝状に延びる尾根の先端部に立地し、築造地付近の標高は約 15m を測る。現在の古墳周辺は市街地化しているが、かつては古墳南方面に伊豆半島、南西側にラグーン地帯である浮島沼を望む比較的眺望が開けた地であった。浮島沼は現在では耕地化されているが、近世までは一帯が湖沼化する地域であったことから、水田耕作の他に水運利用もあり、人々や物資の往来に利する環境であったと記録されている。また、古墳の南側には愛鷹山裾部を通る「根方街道」ねがたかいどうが東西方向に通過している。根方街道は古来の主要街道で、古墳より約 2 km 東で黄瀬川沿いを通る甲州街道に接続し、関東・甲信方面へと繋がる街道である。

高尾山古墳が所在する東駿河地域は関東との境界域であり、弥生時代後期から終末期において鳥形木製品、ガラス勾玉ようはん鎔范、銅鐸片など西方に由来する遺物の分布の東端地である。また、古墳時代前期における東駿河の土器様式である大廓式土器は、主に関東・甲信方面に向けて広域に拡散していることが近年の研究で明らかになっている。以上の点をふまえると、東駿河は東西文化の交流の結節点と位置付けられ、高尾山古墳は駿河湾から浮島沼につうじる水上交通と東西南北の陸上交通が交わる要衝に築かれた古墳であるといえる。

なお、当該地は古墳時代以後も地域における特別な場所であり、発掘調査では平安時代後期の祭祀遺物と考えられる土師器坏類がまとまって出土した。さらに東熊堂という地名の由来となった熊野神社、並びに近世末に現在の山梨県南アルプス市から分祀された高尾山穂見神社が古墳調査前まで鎮座していた。現在両神社は都市計画道路の建設に伴って当該地東側隣接地へ移転したが、盛大な祭典が現在も継続して実施されるなど地域のシンボルとしての性格は承継されている。

古墳の発掘調査及び神社移転の原因となった (都) 沼津南一色線は、昭和 36 年に都市計画決定され、現在の国道 1 号と国道 246 号に接続する、沼津市の発展に欠くことのできない主要幹線道路である。その重要性から高尾山古墳は当初記録保存の予定であったが、調査成果が公開され始めると、市内外から古墳の現地保存を望む声が多く寄せられたため、平成 21 年に沼津市教育委員会は発掘調査を中断し、平成 23 年度には発掘調査報告書を刊行して早期の成果公表を行っ

た。学術的価値が正式に公表されたことを受けて保存運動が活発化する一方で、(都) 沼津南一色線の早期開通を望む声も多く上がっていたことから、沼津市は両者の重要性に鑑みて平成 27 年度に高尾山古墳の現地保存を決断し、(都) 沼津南一色線の建設と両立させる方針を発表した。

以後、古墳の保存と周辺の景観に配慮した道路設計について検討を重ね、平成 29 年度には古墳の保存を図るため、古墳交差部の東側を橋梁形式、西側をトンネル形式として整備する方針を公表した。令和元年度には古墳を保護しつつ道路を整備するため、橋梁・トンネルを対象としたものでは全国初となる設計競技(コンペ)を実施した。令和 2・3 年度には最優秀提案者と古墳を一切き損しない道路測量設計を行い、令和 4 年度から(都) 沼津南一色線にかかる当該地周辺の建設関連工事に着手している。

墳丘の残存状況は古墳西側の一部において市道によって滅失している箇所もあるが、その部分を除けば比較的良好で、現状は墳丘等の表面崩壊等を防ぐための保護措置や環境整備を図っている。なお、古墳東側の周溝は、東側隣接地に移転した現神社地にまで及んでいるが、発掘調査後に埋め戻され、現地保存されている。

(2) 現在までの調査成果と文化財の価値

高尾山古墳は、(都) 沼津南一色線建設に先立って平成 17 年度に第 1 次試掘調査が実施された。この段階では高尾山穂見神社のあった方形の高台を囲むように溝状遺構が検出されたことから、方墳と推定されていたが、平成 19 年度の第 2 次試掘調査では高台の南側へ延びる周溝の屈曲部が検出されたため、前方後方墳である可能性が高まった。このことから県内では事例の少ない重要な古墳であるとして、沼津市教育委員会は道路建設部門との調整を図ったが、現状保存は困難と判断し、記録保存を前提とした本発掘調査を平成 20 年度から 21 年度にかけて実施した。

本発掘調査によって、高尾山古墳は現代構造物によって一部き損は認められるものの、墳丘の主要部は良好に残存しており、さらに主体部は未盗掘であることが確認された。また、中国鏡を含む副葬品や外来系土器を含む豊富な土器類等の出土遺物により、東日本最古級かつ東日本最大級の初期前方後方墳であることが判明した。

その後、沼津市教育委員会は古墳の文化財としての価値を明確にする必要性から、発掘調査報告書の刊行、シンポジウムの開催、さらに平成 26 年度には築造年代や古墳以外の埋蔵文化財の所在状況を把握するため、追加調査を実施した。

以上の調査等から判明した高尾山古墳に係る成果は以下のとおりである。

前方後方形を呈する墳丘は、くびれ部が細く、わずかな屈曲点を伴いながら直線的に開く前方部が特徴的で、墳丘長は 62.2m、周溝を含めた全長は 69.0m である。長軸方向における前方部長は 30.8m、後方部長は 31.4m、北側周溝底面と後方部墓坑検出面との比高差は 4.7m を測り、後方部斜面の傾斜角は約 29° である。後方部頂のほぼ中心に長辺 3.4×短辺 1.2m の長方形を呈する墓坑が構築され、その中央部では木棺の痕跡が確認されている。木棺は、長さ 5.05m、最大幅 1.25m で、底面は舟形を呈し、棺材と認定できるものは残存していなかったが、朱の集中

部が検出されている。その主軸はほぼ東西方向で、棺端の幅は東側が西側より広がっていることから、頭位は東向きであったと考えられる。また、主体部直上からは、ほぼ原位置を保ったとみられる状態で在地の大廓式大型壺と外来系の二重口縁壺が同一面で出土している。

後方部墳丘は、愛鷹ローム層の地山を一度削平して平坦面を造り出したうえで、その上にスコリアが混じる黒色土を 1.0～1.5mほどの厚さで平坦に盛土し、さらにその上に周溝の掘削土を積み上げている。なお、後者は面的な積み上げではなく、後方部を方形に形づくるための土手状の盛土を周囲に積み上げたうえで内部を埋め、その後中央部の凹みを利用して墓坑を構築している。

周溝は、墳丘北側で幅約 8.0m である。周溝は概ね墳丘と相似形にめぐっているが、北東隅部では多角形に屈曲しており、この地点の周溝幅は 9.1m となっている。この北東隅部では土器が集中して出土している。前方部前端側の周溝は後方部の周溝よりも小規模で、幅 2.5～3.2m を測り、南東隅部は途切れて陸橋となっている。

主要な遺物としては、主体部から出土した青銅鏡 1 面、鉄槍 2 本、鉄鏃 32 点、鉈^{やりがんな} 1 点、勾玉 1 点の副葬品と、周溝内及び墳頂部から出土した土器類がある。青銅鏡は、面径 13.5cm を測る後漢後期^{しょうほうごき}の上方作系浮彫式獣帯鏡で、出土状況等から判断して破砕鏡である。主文は四像（鹿、虎、鳥、羽人）であり、上方作系浮彫式獣帯鏡の中では比較的新しい型式と推定される。鉄槍は大小 2 本が出土しており、全長 45.5cm の槍 1 の身部には樋^ひが伴い、X 線写真には刃関^{はまち}双孔^{そうこう}が認められるため、本来は有樋鉄剣であった可能性がある。全長 23.2cm の槍 2 は短い身部に細長い茎部を伴う。茎部には柄の端部が遺存しており、糸巻きの遺存状態も良好である。鉄鏃^{てつそく}は鏃身形と矢柄の接続方法の差異から、柳葉式^{やないばしき}、腸袂三角式^{わたぐり}、長三角式の 3 形式に大別されるが、総体として畿内地域の初期古墳との共通性を見いだせることから、編年的には古墳時代前期初頭^{ふろ}（布留 0 式期）に位置づけられる一群である。鉈は全長 12.0cm で、軸部には木柄が付属し、糸巻きも良好に遺存している。勾玉は長径 1.25cm と小形で、腹と穿孔部に朱と考えられる赤色顔料が付着している。

出土した土器類には在地系土器と外来系土器が認められ、在地系土器は雌鹿塚^{めがづか}Ⅰ・Ⅱ式及び大廓Ⅰ～Ⅳ式^{しょうない}（庄内式新段階～布留式期）に位置づけられる。器種は壺類・鉢類・甕類・高坏・器台と多様で、古墳祭祀に関わると推定される小型壺、小型鉢が多量に出土している点が特筆される。それらは大廓Ⅲ式期（布留 0 式期）に位置づけられる一群で、主体部から出土した武器類と並行する時期のものである。なお、後方部の断ち割り調査を含めた追加調査の結果、大廓Ⅲ式の土器群が古墳築造の時期を示すのもので、それ以前の土器群は墳丘築造前に存在した集落由来の土器であることが明らかとなっている。

一方、外来系土器は、直接的な搬入品から二次的な地域を介して搬入されたとみられるもので様々で、主体部直上出土の二重口縁壺のほか、北陸系甕類、近江系甕類、東海西部系甕類・壺類・高坏・器台、関東系甕類が出土している。

以上の調査成果から、高尾山古墳は、その築造に先駆けて活性化した地域間交流を基盤としながら列島中央部の政治的関係に大きな変化が生じた 3 世紀中ごろ（大廓Ⅲ式期＝布留 0 式期）に

完成したものと考えられ、ヤマト王権成立期における東日本最古級の前方後方墳とみることができる。同時期の前方後方墳としては東日本最大規模であり、前方部に比べ著しく高く築かれる後方部などは、東日本の太平洋岸域に広がった初現的な前方後方墳の姿を示すものとして貴重である。さらに、豊富な副葬品や外来系土器からは広域に及ぶ他地域との繋がりがうかがえる。ただし、畿内系の土器は出土しておらず、その直接的な影響は認められない一方、鉄鏃には畿内との共通性が見いだせるという二面性も高尾山古墳を評価するうえで重要である。

その被葬者像については、他地域との繋がりを示す豊富な出土遺物や古墳が交通の要衝に築かれている点から判断すれば、関東への玄関口ともいえる東駿河地域の陸上・水上交通を掌握し、古墳時代前期初頭に成立した広域の政治圏・経済圏を背景として、特に東日本諸地域とのつながりを強めた列島内有数の有力者という性格を想定することができる。

以上から判断して、高尾山古墳の学術的価値は非常に高く、加えて発掘調査から保存に至る経緯にも鑑み、これを史跡に指定することで、将来にわたり長く保護し、活用していく。

（３）主な調査履歴及び関連報告書

【調査履歴】

平成 17 年（2005）	沼津市教育委員会による第 1 次試掘調査
平成 19 年（2007）	沼津市教育委員会による第 2 次試掘調査
平成 20 年（2008）	沼津市教育委員会による第 1 次本発掘調査
平成 21 年（2009）	沼津市教育委員会による第 2 次本発掘調査
平成 26 年（2014）	地中レーダー探査（東京工業大学 亀井宏行氏に依頼）
同年	沼津市教育委員会による第 3 次本発掘調査

【関連報告書】

平成 24 年（2012）	高尾山古墳発掘調査報告書	沼津市教育委員会刊行
令和 3 年（2021）	高尾山古墳追加調査報告書	沼津市教育委員会刊行

6. 指定の対象の将来にわたる保護の計画

指定対象地の保護の計画については、有識者等を交えた高尾山古墳整備委員会を組織し、その基本方針をはじめ、整備・活用や運営・体制整備に関する考え方について保存活用計画を策定する。また、策定にあたっては、（都）沼津南一色線の建設と密接に調整を図る必要があることから、道路建設関連機関や沼津市民の意向等を踏まえて進めていく。

指定後は沼津市が管理団体となり、適切に管理を行う。なお、民有地については早期に用地取得を行う。また、神社下に保存されている周溝は追加指定を目指す。削平を受けている可能性が高い古墳西半については将来的な活用も視野にいれつつ、市道改良等に伴う工事立ち合いにより残存状況等を把握し、追加指定も含めて適切な保存について検討を図る。

現状変更の取り扱いについては、史跡に係る調査・活用・整備に関するもの以外は原則認めないものとするが、（都）沼津南一色線に係る道路工事及びその付帯工事については、古墳の保存

と道路建設の両立を図ることを目的として施工されるものであることから、十分な注意を払った慎重な工事を求めるとともに、施工時においても道路建設部門との綿密な連絡調整を図ることで、古墳への影響が生じないよう対応する。

なお、古墳と立体交差する道路工事は、設計競技（コンペ）以来、古墳をき損しない工法を原則にしつつ検討を進めてきており、今後も古墳と道路、さらには周辺環境までも含めて、古墳を顕在化させた一体的な景観形成を図っていく。道路工事は令和 5 年度から指定予定地外の橋梁橋台工事に着手し、令和 6 年度後半から古墳周溝の上空を通る主桁架設等の橋梁工事が行われる予定であるため、道路と近接する後方部東側法面や前方部東半等に対して、主桁架設等施工に先行して古墳保護工事を実施して大規模な工事に備える計画である。現在はその保護工事に先立ち、古墳の本来の立体形状などについて検討を開始したところである。

本格的な遺構復元整備工事やガイダンス施設等の整備は、橋梁工事に引き続き予定されている古墳下を通るトンネル工事と調整を図ったうえで実施するが、トンネル工事は古墳の沈下を防止するための施工方法や周辺道路事情から、5 年ほどの工期を要する計画である。このため道路工事全体の完成は令和 10 年代前半頃を予定しており、本格的な遺構復元整備工事等もこれと同時期の整備完了を目指す。

これら古墳保護工事や遺構復元整備工事、そして道路建設工事においては、古墳と道路構造物との一体的な景観形成を目指し、古墳の適切な保存を図ることを第一とするが、高尾山古墳を地域のシンボルと位置付け、沼津市民や古墳保存を望んで活動を行った方々と共に近隣の古墳や関連する文化財との相互活用を視野に入れて効果的な活用を図っていく。

7. 対象地についての他の法令による規制・開発

根拠法令	区域名	備考
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	
屋外広告物法／沼津市屋外広告物条例	屋外広告物規制地域	第 2 種特別規制地域 (指定後は第 1 種へと変更)
道路法		道路構造令
道路交通法		
都市計画法		
沼津市景観条例	景観計画区域	
沼津市普通河川条例		